

28年度 決算

平成28年度(28年4月1日～29年3月31日)の市の決算は、9月の市議会通常会議で認定されました。市総合計画に定められた6つの政策の基本目標に基づき、政策推進の重点分野を定めて事業を行いました。

一般会計

歳入

歳入は368億2,594万円、前年度と比較して19億7,000万円(5.1%)減りました。主な増減は次のとおりです。

◆ふるさと寄附金の増加などにより、寄附金が17.8%(1億1,000万円)増加
◆土地売却収入の減少などにより、財産収入が84.6%(7億2,000万円)減少

歳出

歳出は363億7,335万円、前年度と比較して13億9,000万円(3.7%)減りました。主な増減は次の

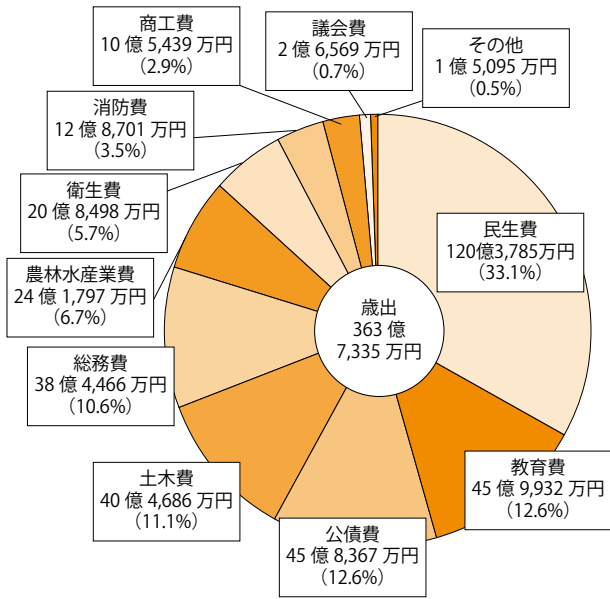
とおりです。

◆工場などを新設した企業に交付する北上市企業立地促進補助金の減少などにより商工費が26.9%(3億9,000万円)減少
◆希望郷いわて国体・いわて大会の開催に伴う北上市実行委員会負担金の増加などにより教育費が11.3%(4億7,000万円)増加

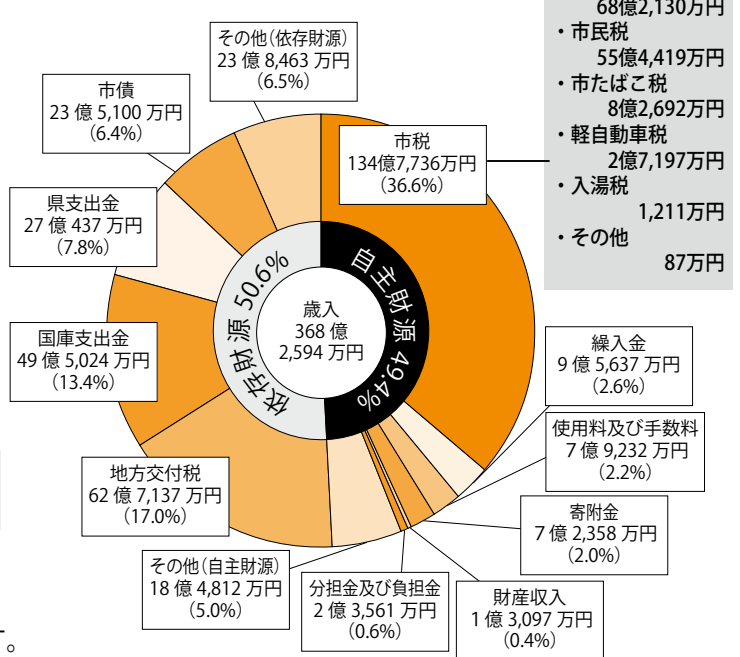
◆土地の売払いによる収入を活用し、市債を繰り上げて償還(返済)したことなどにより、公債費が15.3%(8億3,000万円)減少

なお、歳入と歳出の差引残高4億5,258万円は29年度に繰り越しました。

歳出



歳入



市税の内訳

- 固定資産税 68億2,130万円
- 市民税 55億4,419万円
- 市たばこ税 8億2,692万円
- 軽自動車税 2億7,197万円
- 入湯税 1,211万円
- その他 87万円

※グラフ中の%は、総額に占める割合を表しています。

用語の解説

地方交付税

市町村の財政力に応じて、国が交付するお金

国庫・県支出金

国・県が市に対して、特定の事業に使い道を指定して交付するお金

市債

市が事業を行うために計画的に借りるお金

繰入金

基金や他の会計から繰り入れたお金

自主財源

市が自らの機能で調達したお金

依存財源

国や県が権限・基準により交付するお金

公債費

市債を返済するためのお金

各会計決算額

	歳入	歳出	差引
特別会計			
国民健康保険	90億3,065万円	90億2,398万円	667万円
後期高齢者医療	14億7,418万円	14億7,198万円	220万円
介護保険	74億 283万円	74億 120万円	163万円
工業団地事業	4億 697万円	3億5,785万円	4,912万円
農業集落排水事業	8億1,168万円	8億1,148万円	20万円
駐車場事業	2億8,265万円	2億8,265万円	—
宅地造成事業	1,989万円	1,840万円	149万円
電気事業	2億7,862万円	2億4,360万円	3,502万円
土地取得	1,026万円	1,026万円	—
合計	197億1,773万円	196億2,140万円	9,633万円
一般会計	368億2,594万円	363億7,335万円	4億5,259万円
合計	565億4,367万円	559億9,475万円	5億4,892万円

特別会計

9つの特別会計の合計は歳入が197億1773万円、歳出が196億2140万円となりました。28年度は全ての特別会計で黒字決算となりました。

問い合わせ
財政課 72-8249

一般会計と9つの特別会計の決算総額は？

歳入 565億4,367万円
歳出 559億9,475万円

主な債務残高の推移

	地方債現在高 (普通会計)	企業債現在高 (企業会計)	一部事務組合等に対する将来負担額	合計
27年度	374億円	311億円	10億円	695億円
28年度	356億円	293億円	6億円	655億円
比較(増減)	▲18億円	▲18億円	▲4億円	▲40億円

市民一人当たりの支出は？

約60万円

(平成29年3月31日現在の人口93,088人で計算)

政策推進の重点分野

■美しい環境と心を守り育てるまちづくり



街路灯設置事業費補助金

1,373万円

■生きる力を育み、文化が躍動するまちづくり



希望郷いわて国体・希望郷いわて大会
北上市実行委員会負担金 5億1,384万円

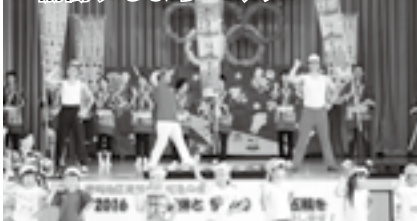
■子育てと医療・福祉の充実した明るく健やかなまちづくり



新飯豊保育園整備事業費補助金

1億7,300万円

■市民が主役となり企業や行政と協働するまちづくり



人口減少地域定住化促進事業費補助金

7,729万円

■誰もが快適に暮らし続けられるまちづくり



橋梁^{りょう}長寿命化修繕事業

2億2,140万円

■ひと、技、資源を組合せ活気うまれるまちづくり



きたかみ観光まちづくり再生事業費補助金

480万円

下水道事業会計

下水道事業会計には、排水を処理する事業費と施設を整備する事業費があります。

排水を処理する事業は、2億6622万円の純利益を計上しましたが、収入に占める一般会計補助金などの割合が大きく、依然として厳しい経営状況が続いています。

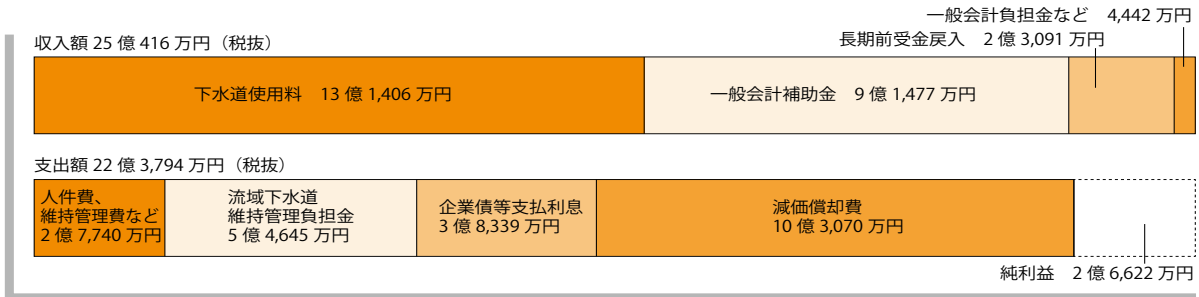
施設を整備する事業では、新たに排水管を村崎野地区、町分地区、鬼柳地区に2012m敷設しました。

公共下水道を利用できる地域にお住まいで、公共下水道を利用していない人は、速やかに水洗トイレへの切り替え工事を行ってください(下水道法では、公共下水道が利用できるようになってから3年以内に公共下水道に連結する水洗トイレに改造することが義務付けられています)。

また、公共下水道には絶対に雨水を流さないようにお願いします。公共下水道に雨水が流れ込むと、処理能力を超えて溢れたり、処理費用が増えたりします。

問い合わせ
下水道課 ☎72-8291

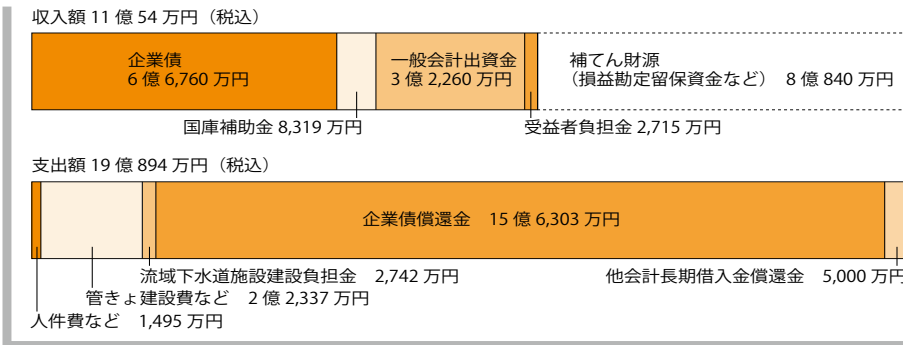
排水を処理する事業費



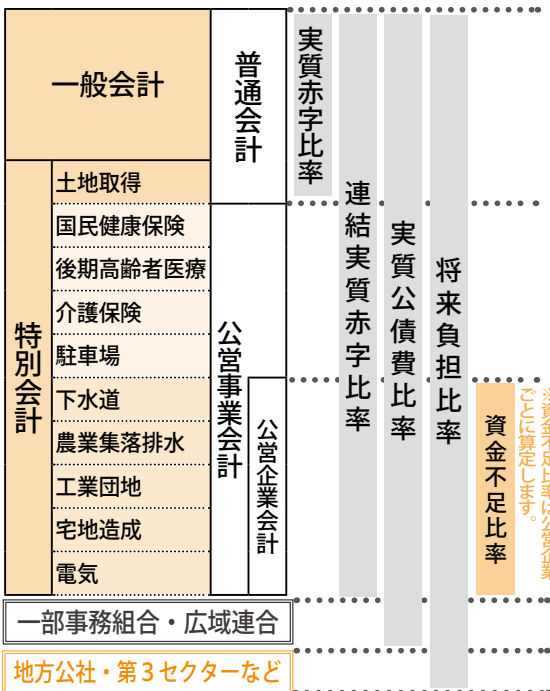
28年度の流域公共下水道関連状況

行政区域内人口	93,088人
処理区域内人口	62,278人
水洗便所設置済人口	56,242人
処理件数	25,531件
総処理水量	8,019,842m ³
総有収水量(下水道使用料の対象となる汚水の量)	6,276,518m ³
普及率	66.9%
水洗化率	90.3%
有収率(総処理水量に占める総有収水量の割合)	78.3%

施設を整備する事業費



健全化判断比率・資金不足比率の対象



地方自治体の財政の健全度を示す健全化判断比率の指標は4つあります。市の数値はいずれも国の基準を下回っており、健全な状態です。また、公営企業の経営状態悪化の度合いを示す資金不足比率は算定されておらず、各公営企業の経営も良好な状態です。両比率の数値に基づき、市と市が関与する団体の財政および経営状況に注意し、数値の減少につながる対策を行っていきます。

28年度 健全化判断比率・資金不足比率を公表します

健全化判断比率

	実質赤字比率 (一般会計等の赤字の割合)	連結実質赤字比率 (全会計の赤字の割合)	実質公債費比率 (借金の返済額の割合)	将来負担比率 (将来負担する負債の割合)
27年度	-	-	16.1%	108.5%
28年度	-	-	15.5%	63.6%
早期健全化基準	12.3%	17.3%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.0%	30.0%	35.0%	

ワーク・ライフ・バランスのすすめ

～仕事と生活の調和～



少子高齢化が進み、労働力人口が減っていく中で、働き手の確保が課題になっています。その一方で、育児や介護により仕事を続けることが困難な人や、労働時間が長く負担が大きくなっている人もいます。

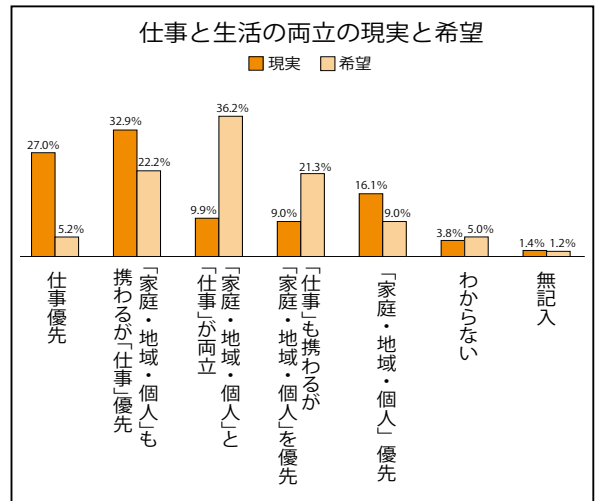
「ワーク・ライフ・バランス」とは、「仕事と生活の調和」と訳され、「仕事」と、家庭生活や地域活動などの「仕事以外の生活」が充実している状態のことをいいます。誰もが充実感ややりがいを感じながら働き続けられるよう、多様な働き方や生き方を選択できるワーク・ライフ・バランスが実現した社会が望まれています。

市内の状況

平成27年に市民を対象に行った「きたかみ男女共同参画アンケート」(対象1,110人、回答423人)では、

- 「仕事と生活の両立を望んでいる」と答えた36.2%の人のうち、両立できている人は10%程度にとどまっている。
- 仕事と生活の両立ができるようにするために必要なこととして、「育児休暇や介護休暇を利用しやすい職場環境の整備」「労働時間短縮や有給休暇取得の促進」「保育施設や介護サービスの充実」と答えた人が多い。

という結果が出ました。性別・年代に関わらず、誰もが希望に応じて仕事と子育てや介護、自己啓発、地域活動などの調和がとれる環境づくりが必要となっています。



企業ができる取り組み

働く人のワーク・ライフ・バランスの実現には、事業主による職場環境づくりが欠かせません。「育児・介護休業や年次有給休暇の取得を促す」「時間外労働の削減」など、できることから取り組みを進めましょう。

ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む事業所を応援します

— 北上市男女共同参画環境づくり奨励補助金 —

次世代育成支援対策推進法では、101人以上の従業員を雇用する事業主に対し、仕事と子育ての両立の支援や男女ともに働きやすい職場の環境づくりなど、従業員のワーク・ライフ・バランス実現に関する行動計画の策定を義務付けています。

市は、従業員が100人以下の事業所でも行動計画の策定を促進するため、対象となる事業所に補助金を交付し、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む第一歩を支援します。

募集期間…11月1日(水)～12月27日(水)

対象…次の全てを満たす事業所

- 市内に本社または主たる事業所をおき、常時雇用する従業員が100人以下であること(法人・個人問わず)
- 次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を新たに策定し、平成29年4月1日以降に岩手労働局へ届け出をしていること
- 雇用保険法の適用事業主であること
- 市税の滞納がないこと

行動計画とは

- ①「計画期間」を決める
- ②「目標」を立てる(例：平成〇年〇月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定し、実施する)
- ③「目標を達成するための対策」をする(例：社内で検討し、従業員に周知する)

行動計画を策定すると

5万円を補助!!(1回限り)

問い合わせ 地域づくり課 ☎72-8300